

東北作業療法学会 第23回総会議案書

日時：平成24年9月29日17:10～17:50

場所：山形国際ホテル 2F富士の間

〒990-0039 山形市香澄町3-4-5

電話 023-633-1313

総会次第

1. 開会あいさつ
2. 学会長あいさつ
3. 議長選出
4. 書記及び議事録署名人任命
5. 議案
 - 第1号議案 第22回東北作業療法学会会計報告及び監事意見
 - 第2号議案 次期（第24回）総会・学会開催地の承認
次々期（第25回）学会長の承認
 - 第3号議案 その他
6. 議長解任
7. 次期役員紹介
8. 閉会あいさつ

担当：一般社団法人 山形県作業療法士会

第1号議案

第22回東北作業療法学会会計報告

(単位はすべて円)

◆ 収入の部

項目	予算	決算	差異	摘要
学会借入金(県士会)	500,000	500,000	0	宮城県士会より
平成23年度会費	1,650,000	1,727,500	77,500	青森611人 岩手472人 秋田425人 宮城 678人 山形 553人 福島 716人 (計 3455人×500円)
合計	2,150,000	2,227,500	77,500	

◆ 支出の部

項目	予算	決算	差異	摘要
会議費	60,000	33,684	▲26,316	実行委員弁当代等
通信費	50,000	15,025	▲34,975	郵送費、振込手数料
旅費交通費	60,000	39,100	▲20,900	実行委員交通費、講師との打ち合せ交通費
消耗品・備品費	20,000	10,108	▲9,892	封筒、レターパック等
印刷費	300,000	258,000	▲42,000	学会案内、HP作成
給与・福利厚生費	10,000	9,850	▲150	ボランティア保険、講師への手土産代
活動費:学会借入金返済(県士会)	500,000	500,000	0	宮城県士会へ返却
3県(岩手、宮城、福島)への復興活動支援費	1,150,000	1,361,733	211,733	
合計	2,150,000	2,227,500	77,500	

(収入)2,227,500-(支出)2,227,500=(収支)0

第2号議案

1. 次期（第24回）総会・学会開催地の承認

担当：一般社団法人 福島県作業療法士会

- ・学 会 長 : 大内 俊幸 (おおうち としゆき)
老人保健施設 いきがい村
- ・学会会期 平成25年9月28日(土)～9月29日(日)
- ・会 場 ビックパレットふくしま
〒963-0115 福島県郡山市南二丁目52番地
TEL. 024-947-8010 FAX. 024-947-8020

2. 次々期（第25回）学会長の承認

担当：一般社団法人 岩手県作業療法士会

- ・学 会 長 : 鷹背 悦子 (たかのはし えつこ)
いわてリハビリテーションセンター

3. 第3号議案

その他


監事意見書

第23回東北作業療法学会
学会長 大黒 一司 殿

意見書作成日 平成24年6月20日

東北作業療法学会

監事 松本信 

監事 岡本 宏 

- 1、私たちは、東北作業療法学会会則に基づき、平成22年8月3日から平成23年12月8日までの第22回東北作業療法学会の収支決算書を基礎として、本学会の財産及び役員の実務内容状況を監査致しました。
- 2、監査にあたっては、私たちが必要と認めた監査手続きを実施致しました。
- 3、監査の結果、私たちは、本学会の監査時点での財務状況及び収支状況を適正に表示しているものと認めます。
また、本学会の財産と役員の実務執行の状況は、共に良好かつ適正であると認めます。

上記のとおり監事の意見を報告致します。

第23回東北作業療法学会役員名簿

役員名	氏名	県士会	県士会役職名	所属施設名
学会長	鈴木 由美(すずき ゆみ)	山形県	副会長	公立置賜総合病院
次期学会長	大内 俊幸(おおうち としゆき)	福島県	理事	介護老人保健施設 いきがいの村
評議員	原 長也(はら ちさや)	青森県	会長	ときわ会病院
	相馬 雅之(そうま まさゆき)	青森県	理事	青森慈恵会病院
	高橋 敏弘(たかはし としひろ)	秋田県	会長	秋田県立リハビリテーション・精神医療センター
	湯浅 孝男(ゆあさ たかお)	秋田県	監事	秋田大学医学部保健学科 作業療法学専攻
	鷹薮 悦子(たかのほし えつこ)	岩手県	事務局長	いわてリハビリテーションセンター
	上遠野 純子(かとうの じゆんこ)	宮城県	会長	東北保健医療専門学校
	大黒 一司(だいこく ひとし)	宮城県	第一副会長	東北文化学園大学医療福祉学部
	松木 信(まつき まこと)	山形県	会長	至誠堂総合ケアセンター
	佐藤 千鶴子(さとう ちずこ)	山形県	理事	日本海総合病院 酒田医療センター
監事	長谷川 敬一(はせがわ けいいち)	福島県	会長	竹田総合病院
	達増 浩幸(たっそ ひろゆき)	岩手県	会長	岩手県立南光病院

東北作業療法学会会則

第1章 総則

第1条 本会は東北作業療法学会と称する。

第2条 本会は作業療法の進歩発展を図ることを目的とする。

第3条 前条の目的を達成するための次の事業を行う。

- 1) 総会の開催
- 2) 東北作業療法学会の開催
- 3) 学会誌の発行

第4条 本会の事務局を学会開催県に置く。

第5条 本会の事業年度は学会終了の翌日に始まり、翌年の学会終了時をもって終了とする。

第2章 会員及び会費

第6条 本会の会員は東北地区（青森・秋田・岩手・山形・宮城・福島）の各県作業療法士会会員とする。

第7条 本会の会費は役員会の協議によって決定された金額を、各県士会が納入する。

第3章 役員

第8条 本会に次の役員を置く。

学会長1名、次期学会長1名、評議員8名、監事2名、必要に応じて副学会長を置くことができる。

第9条 本会の役員は、各県作業療法士会の代表2名（内1名は県士会長）の計2名から構成され、議決の際は各県1票とする。

第10条 学会長は本会を代表し、会務の一切を処理する。

学会長は、学会長を補佐する目的で副学会長を置くことができる。

評議員は学会長の諮問に応じて重要議案を評議するものとする。

監事は次期及び次々期開催県から1名ずつ選出され、本会の会計及び会務の監査を行う。

第11条 役員の仕事は1年とする。役員の再任を妨げない。

第4章 総会

第12条 総会は年1回とする。総会において以下の事項を審議する。

- 1) 会計報告の承認
- 2) 翌年度総会及び学会開催地、次々期学会長の承認
- 3) その他、本会の運営に関する重要な事項

第13条 前項の事項は総会出席者の過半数の賛同により成立する。

第14条 翌年度総会の期日は学会開催日とともに次期学会長がこれを決める。

付 則 本会則は、平成2年9月29日から施行する。

本会則は、平成3年9月28日から一部改正により施行する。

本会則は、平成4年9月26日から一部改正により施行する。

本会則は、平成16年10月2日から一部改正により施行する。